廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1.事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する 規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位 に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

平成17年4月から処理業者の優良性の判断に係る評価制度を開始しているが、今後さらに処理業者の優良化を進めるため、排出事業者も含めた普及啓発及び研修の実施とともに、優良性評価制度の運用開始から4年が経過することから、制度の見直しの検討等、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2.事業計画

- (1)地方環境事務所と連携した普及啓発及び研修の実施
- (2) OECD優良業者基準に対応した制度の見直しのための調査・検討

3.施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が 市場の中で優位に立つ構造転換の推進

産業廃棄物処理ビジネスの振興

産業廃棄物処理業優良化推進事業について

廃棄物 = 不要なもの



無責任状態での経済原則

処理コスト負担の 動機付けがない

安かろう悪かろう の処理

廃掃法改正

(規制強化)

による

構造改革

悪貨が良貨を駆逐 (優良業者が市場の中で 優位に立てない)



不法投棄など不適正処理 の横行

産業廃棄物に対する 国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

廃棄物 = 不要なもの



自己責任が伴う中での 経済原則

排出事業者が最後 まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良 業者を選択



安全・安心できる適正 処理の実現

産業廃棄物に対する国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる健康で文化的な生活の確保

中環審意見具申(H16.1.18) 産業廃棄物処理業界の優良化に対 しインセンティブを付与すべき



《既存施策》

経営実態等の把握

優良性に係る評価基準の設定

優良な処理業者育成のための情報イン

フラの整備

処理業者

の優良化

と資源循

環ビジネ

スの促進

地方環境事務所と連携した優良化制度

の普及啓発

《新規施策》

優良性評価制度の見直し

OECD優良業者基準に対応した制度の

見直しのための調査・検討



産業廃棄物業界の構造改革 資源循環ビジネスの振興